

# 利用に当たって

この「福井県の商業」は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第23号)であり、商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)に基づいて実施された「平成19年商業統計調査」の結果をとりまとめたものです。

## 1 調査の目的

この調査は、全国の卸売業、小売業を営む事業所(店舗)を、業種別、規模別、地域別等に把握し、事業所の分布状況や販売活動の実態を明らかにすることを目的としています。

## 2 調査の範囲

日本標準産業分類の「大分類J—卸売・小売業」に属する事業所のうち、民営事業所を調査の対象としています。例えば、官公庁、学校、会社などの構内にある別経営の事業所(売店等)、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とします。

また、公園、遊園地、テーマパーク、駅の改札内<sup>\*</sup>、有料道路内<sup>\*</sup>など料金を支払って出入りする有料施設の中にある別経営の事業所についても調査の対象とします。ただし、前述以外の有料施設内(劇場内、運動競技場内など)の事業所は、原則調査の対象としません。

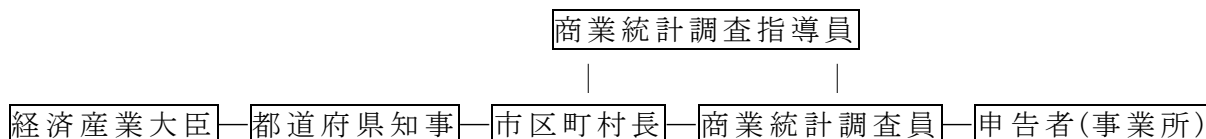
なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても、専従の従業者がいる事業所は調査の対象とします。

<sup>\*</sup>については、平成19年調査より調査を開始しました。

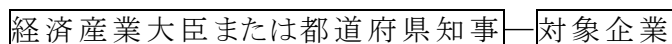
## 3 調査の経路

商業統計調査の調査方式は、以下のとおりです。

- ① 申告者(事業所)が自ら調査票に記入(自計方式)し、調査員が回収する調査員調査方式



- ② 商業企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を企業が事業所ごと一括して作成し経済産業省または都道府県へ直接提出する本社一括調査方式



## 4 調査期日

調査期日は平成19年6月1日です。

なお、この商業統計調査は昭和27年以来2年ごと、昭和51年以後は3年ごとに実施してきましたが、平成9年以降の調査から5年ごとになったことから、その中間年(調査の2年後)に簡易な調査を実施することになっています。

年次別の調査期日は次のとおりです。

調査年次	調査期日	調査年次	調査期日	調査年次	調査期日
昭和27年調査 ①	9月1日	昭和45年調査 ①	6月1日	平成元年調査 ③	10月1日
29 ①	9月1日	47 ①	5月1日	3 ②	7月1日
31 ①	7月1日	49 ①	5月1日	4 ③	10月1日
33 ①	7月1日	51 ①	5月1日	6 ②	7月1日
35 ①	6月1日	54 ①	6月1日	9 ②	6月1日
37 ①	7月1日	57 ①	6月1日	11 ②	7月1日
39 ①	7月1日	60 ②	5月1日	14 ②	6月1日
41 ①	7月1日	61 ③	10月1日	16 ②	6月1日
43 ①	7月1日	63 ②	6月1日	19 ②	6月1日

(注)表中の①②③は、次の調査種別を表します。

① 卸売・小売業・飲食店 ② 卸売・小売業 ③ 一般飲食店

## 5 主な用語の説明

### (1) 事業所(商業事業所)

主として有体的商品の売買業務を行う事業所、すなわち一定の場所で商品の卸売、商品売買の代理、仲立または小売の業務を行う事業所をいいます。

### (2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校官公庁等)に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品(事務用機械および家具、病院・美容院・レストラン・ホテル等の設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわら等)など)を販売する事業所
- ④ 製造業者が別の場所で営業している自社製品の販売事業所  
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合は卸売事業所となります。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業でなく卸売業とします。

- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所(代理商、仲立業)。代理商・仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

### (3)小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)または家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量または小額の商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず小売業とします。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業(大分類Q—サービス業(他に分類されないもの))となります。この場合、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしません。

- ④ 製造小売事業所(自店で製造した商品とその場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所)

例えば、洋服店、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、建具屋、畳屋、調剤薬局など

- ⑤ ガソリンスタンド

- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所(販売する事業所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売、または通信・カタログ販売の事業所)で、主として個人または家庭用消費者のために商品を販売する事業所

- ⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営される場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

### (4)従業者および就業者

平成19年6月1日現在で、その事業所の業務に従業している従業者、就業者をいいます。従業者とは、「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」および「他からの派遣従業者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいいます。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいいます。
- ② 「無給の家族従事者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者をいいます。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成19年4月、5月にそれぞれ18日以上雇用された者

- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。
- ⑥ 「他からの派遣従業者」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている者または下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している者をいいます。
- ⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者および臨時雇用者のうち、他の会社など別経営の事業所へ派遣している者、または下請として他の会社など別経営の事業所の業務に従事している者をいいます。

#### (5)年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額(消費税を含む)をいいます。

#### (6)その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の修理代、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額など商業活動以外の事業による収入額(消費税を含む)を合計したものです。

なお、「製造業出荷額」とは、自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額。「飲食部門収入額」とは、飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額。「サービス業収入額」とは、販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料などのサービスの提供に対する収入額。

#### (7)商品手持額

平成19年3月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額(仕入時の原価によるもの)です。

#### (8)売場面積(小売業のみ)

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等また他に貸している店舗(テナント)分は除く)をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車(新車・中古)小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業、また、店頭での販売がない訪問販売、通信・カタログ販売など売場面積のない事業所は調査していません。

#### (9)営業時間(小売業のみ)

牛乳小売業、新聞販売業に属する事業所は調査していません。

#### (10)商品販売形態(小売業のみ)

- ① 店頭販売…店頭で商品を販売した場合をいいます。なお、定期的に家庭を訪問または注文を受けて配達販売するご用聞きおよび一定地区を巡回するような移動販売も含まれます。

- ② 訪問販売…訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいいます。
- ③ 通信・カタログ販売…カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいいます。
- ④ 自動販売機による販売…商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。
- ⑤ その他…ピザの宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの月極販売および上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいいます。

#### (11) 来客用駐車場(小売業のみ)

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいいます。なお、ガソリンスタンドについては調査を行っていません。

- ① 専用駐車場…自己所有または契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいいます。
- ② 共用駐車場…他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明白になっていない来客用の駐車場をいいます。
- ③ 収容台数…専用駐車場で満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではありません。

#### (12) 業態別統計の数値について

平成19年商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について、別表1の「業態分類表」とおり、業態区分の定義に従って再集計したものです。

#### (13) 立地環境の特性および定義

原則として都市計画法に基づいて設定しています(別表2「立地環境特性の区分および定義」参照)。

### 6 産業分類の格付方法

産業分類は「日本標準産業分類」によっていますが、業種分類をより明確にするため、例外的に分類されるものもあります。

数種類の商品を販売している事業所の産業分類は原則として、年間商品販売額のうち、卸売、小売のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを決め、その上で次のように産業分類を決定します。

- (1) 一事業所で一つの経済活動を行っていれば、その活動で産業分類を決定します。
- (2) 一事業所で複数の経済活動を行っている場合は、主要な経済活動(過去一年間の販売額の最も多いもの)によって産業分類を決定します。

なお、前回調査は産業分類小分類までしか調査していないため、今回調査の産業分類細分類との関係は、別表3の産業分類対応表を参照してください。

### 7 記号および注記

- (1) 統計表中の「-」は該当数値なし、「0」および「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」はマイナスの数値を表しています。「X」は1または2の事業所に関する数値で、こ

れをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所ですが、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿しています。

- (2) 年間商品販売額、その他の収入額の数値については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。
- (3) 本文中および統計表中の構成比については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。
- (4) 1事業所当たりの売場面積、従業者1人当たりの売場面積、売場面積1㎡当たり年間商品販売額は、売場面積を持たない事業所を除いて算出しています。また、従業者1人当たりの年間商品販売額は、従業者のいない事業所(臨時雇用者や出向・派遣受入者のみで営業)を除いて算出しています。従業者1人当たりの売場面積は、従業者のいない事業所および売場面積を持たない事業所を除いて算出しています。
- (5) 広域市町村圏は下記のとおりです。

広域圏	圏内市町
福井坂井地区	福井市、あわら市、坂井市、永平寺町
大野勝山地区	大野市、勝山市
丹南地区	越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町
嶺南地区	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

- 8 本統計表は、本県独自で集計したものであり、経済産業省から公表されるものと相違することがあります。
- 9 この統計表に掲載された数字を他に掲載する場合は、「福井県の商業」による旨を明記してください。

本書についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

〒910-8580 (福井市大手3丁目17番1号)  
福井県総務部政策統計課 産業統計グループ  
TEL(直通)0776-20-0272